

韓国政府による竹島での海洋科学基地建設計画をはじめとする一連の不法占拠に関する決議

わが国固有の領土である竹島で、近年相次いで韓国による不法占拠の強化が行われている。日本政府は、明治三十八年一月二十八日に竹島を島根県隠岐島司の所管と閣議決定、竹島は国際法上にも適法であり、わが国固有の領土であることは明らかである。

三月十一日に起きた東北地方太平洋沖地震による未曾有の被害に、わが国が深い悲しみと復興へと必死に力を尽くしている最中に、このような不法占拠の強化が進められていることは、由しい事態である。

超党派で長年にわたり、わが国の領土を守るために行動をしてきた我々は、韓国政府による竹島での一連の不法占拠の強化事案に対し、以下決議する。

- 一、くりレポート工事、住民宿泊所拡張工事、海洋科学基地建設計画、防波堤建設計画といった韓国政府の行動の実情を詳細かつ速やかに、すべての国民に公表すること
- 二、竹島においてすでに着工している工事の即時中止、また工事計画の撤回を閣僚から申し入れすること
- 三、竹島を明記したわが国の中学校教科書検定結果に関し、韓国政府が内政干渉ともいえる教科書不採択運動を展開していることに対し、閣僚から申し入れを行うこと
- 四、前記 一〜三につき、国内はもとより国際社会に対して広く情報発信していくこと

平成二十三年四月十三日

日本の領土を守るため行動する議員連盟

名誉顧問 平沼赳夫
会長 山谷えり子
事務局長 松原 仁